

港湾法の一部を改正する法律案参照条文

| | |
|---|---|
| ○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄） | 1 |
| ○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄） | 3 |
| ○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄） | 3 |

港湾法の一部を改正する法律案参照条文

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。

25（略）

6 前項第一号から第十一号までに掲げる施設で、港湾区域及び臨港地区内にもないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によつて認定したものは、港湾施設とみなす。

79（略）

（港湾管理者の料金）

第四十四条 港湾管理者がその提供する施設又は役務の利用に対し料金（次条第一項の入港料を除く。）を徴収する場合には、あらかじめ料率を定めて、その施行の日の少くとも三十日前に、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2（略）

3 利害関係人は、第一項の規定により港湾管理者の定めた料率が不当であり又はこの法律に違反すると認めるときは、その施行の日までに、その事実を具して国土交通大臣に申し出て、料率の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

4 前項の請求があつたときは、国土交通大臣は、当該港湾で運輸審議会の開催する公聴会において、港湾管理者にその料率が不当でなく、且つ、この法律に違反しないものであることを述べる十分な機会を与えた後、当該請求に理由があると認めるときは、港湾管理者に対し理由を示して料率を変更すべきことを求めることができる。

5 港湾管理者は、前項の国土交通大臣の要求があつたときは、遅滞なく、料率について、必要な変更を行わなければならない。

6 港務局は、第十二条の二の規程の定めるところにより、詐偽その他不正の行為により第一項の料金の徴収を免かれた者からその徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

（入港料）

第四十四条の二 港湾管理者は、当該港湾に入港する船舶から、当該港湾の利用につき入港料を徴収することができる。ただし、警備救難に従事する船舶、海象又は気象の観測に従事する船舶、漁業監視船その他政令で定める船舶については、入港料を徴収することができない。

2 政令で定める重要港湾の港湾管理者は、前項の入港料を徴収しようとするときは、料率を定めて、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。その料率を変更しようとするときも同様である。

3 前条第一項、第三項、第四項及び第五項の規定は、前項の港湾管理者以外の港湾管理者が徴収する入港料に、前条第六項の規定は、港務局が徴収する入港料に関して準用する。

（電子情報処理組織の設置及び管理等）

第五十条の二 国土交通大臣は、次に掲げる電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。

- 一 申請等であつて国土交通省令で定めるもの及び当該申請等に対する処分等の通知、受理の通知その他の港湾管理者が行う通知であつて国土交通省令で定めるもの（以下この条において「処分通知等」という。）を迅速かつ的確に処理するためのもの
 - 二 波浪に関する情報その他国土交通省令で定める情報（以下この条において「波浪情報等」という。）の収集、分析及び提供により港湾工事を効率的に実施するためのもの
 - 2 前項第一号の電子情報処理組織を使用する港湾管理者又は同項第二号の電子情報処理組織による波浪情報等の提供を受ける者（国及び港湾管理者を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、その使用料を負担しなければならない
 - 3 国土交通大臣は、前項の港湾管理者を官報で告示するものとする。
 - 4・5 （略）
 - 6 前各項（第三項を除く。）の電子情報処理組織とは、国土交通大臣の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）又は波浪情報等の収集のための機器と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者又は波浪情報等の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 第五十二条 重要港湾において一般交通の利便の増進、公害の発生の防止又は環境の整備を図り、避難港において一般交通の利便の増進を図るため必要がある場合において国と港湾管理者の協議が調つたときは、国土交通大臣は、予算の範囲内で次に掲げる港湾工事を自らすることができる。
- 一 重要港湾が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設として国土交通省令で定めるものの港湾工事
 - 二 重要港湾が前号の拠点としての機能を發揮するために必要な港湾公害防止施設、港湾環境整備施設、廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設のうち国土交通省令で定める大規模なものの港湾工事
 - 三 避難港における水域施設又は外郭施設のうち国土交通省令で定める大規模なものの港湾工事
 - 四 前三号に掲げる港湾工事以外の港湾工事であつて高度の技術を必要とするものその他港湾管理者が自らすることが困難である港湾工事
- 2・3 （略）
- （港湾施設の貸付け等）
- 第五十四条 前条に規定する場合のほか、第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設（港湾の管理運営に必要な土地を含む。）は、国土交通大臣（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条の規定による普通財産については財務大臣）において港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならない。
- 2・3 （略）
- （他人の土地への立入）
- 第五十五条の二 国土交通大臣又は港湾管理者は、港湾工事のための調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その業務に従事する職員を他人の土地に立ち入らせることができる。

254 (略)

(非常災害の場合における土地の一時使用等)

第五十五条の三 港湾管理者は、非常災害による港湾施設に対する緊急の危険を防止するためやむを得ない必要があるときは、その現場に居る者若しくはその附近に居住する者に対し防ぎよに従事すべきことを命じ、又はその現場において、他人の土地を一時使用し、若しくは土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 (略)

(運輸審議会への諮問)

第六十条 国土交通大臣は、次の事項に関しては、これを運輸審議会に諮らなければならない。

一〜三 (略)

四 第四十四条(第四十四条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による料率の変更に関する請求に係る事項

四の二・五 (略)

○災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号) (抄)

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

二 消防、水防その他の応急措置に関する事項

三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

六 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

八 緊急輸送の確保に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 (略)

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号) (抄)

(埠頭指標対応措置)

第二十九条 重要港湾(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する重要港湾をいう。以下同じ。)における国際埠頭施設

(国際航海船舶の利用の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める基準に該当しないものを除く。以下「重要国際埠頭施設」という。)
の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、埠頭指標対応措置(当該重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定及び管理、当該重要国際埠頭施設の内外の監視、国際航海船舶に積み込む貨物の管理その他の当該重要国際埠頭施設について国土交通大臣が設定する国際海上運送保安指標に対応して当該重要国際埠頭施設の保安の確保のためにとるべき国土交通省令で定める措置をいう。以下同じ。)を実施しなければならない。

2・3 (略)